

成年年齢が18歳に引き下げられました



民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。成年者は自分の意思のみでさまざまな契約ができるようになります。一方、飲酒や喫煙、競馬・競輪などのギャンブルは、従来通り20歳まで禁止されます。

【未成年者契約の取消し】

未成年者は成年者と比べて知識や経験が不足していることから、一定の要件を満たした場合、契約を取り消すことができます。契約を取り消すと、支払った代金があれば返金されます。受け取った商品がある場合は、原状のまま返品することになります。

もくじ

はじめに	1
番外編 エスカレーターでの事故に注意!	1
脱毛エステのトラブルに注意	2
SNSをきっかけとした詐欺的な投資トラブルに注意	3
スポーツジムなどの契約トラブルに注意	4
害虫駆除サービスのトラブル	5
パソコン使用中の突然の警告画面に注意!	6
偽メールによるフィッシング詐欺に注意!	7
副業のサポート契約トラブル	8
注文した覚えのない荷物が届いた	9
身元保証などの高齢者終身サポートサービスの契約	10
引っ越しのトラブルに注意	11
突然の訪問販売に注意	12
こんなとき、どうする?	13
こんなとき、どうする? 正解をチェック	14
こまったときの相談窓口	15
クーリング・オフについて	16
クーリング・オフの記載例	17

